

判決年月日	平成22年4月28日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成21年（行ケ）第10411号		
○ 指定商品を「医療用腕環」等とする「ATHLETE LABEL」なる商標と、指定商品を「医療用機械器具」とする「ATHLETE」なる登録商標との類否（積極）。			

（関連条文）商標法4条1項10号，11号

本件は，指定商品を第5類「医療用腕環」とする「ATHLETE LABEL」の欧文字から成る登録商標（本件商標）に対する無効審判の請求について，特許庁がした請求不成立審決の取消訴訟である。

審決の理由は，要旨，本件商標の登録は，その指定商品中，第5類「医療用腕環」について，商標法3条1項柱書，同法4条1項10号に違反せず，原告が有する引用商標（指定商品を「医療用機械器具」とする「ATHLETE」なる登録商標等）とも類似しないため同項11号に違反してされたときにも該当しないから，同法46条1項の規定により，その登録を無効とすべきものではない，というものである。

本判決は，以下のとおり判示して，原告の請求を認容した。

「本件商標の一部を構成する「ATHLETE」の部分が，需要者である医療関係者や医療用機械器具を取り扱う取引者に対し，原告の商品を示すものとして周知性を獲得し，出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められるから，本件商標のうち「ATHLETE」の部分だけを，原告の使用商標と比較して商標そのものの類否を判断することも，許されるものというべきである。…したがって，本件商標「ATHLETE LABEL」が医療用腕環に使用されるときは，本件商標中の「ATHLETE」は，需要者である医療関係者や医療用機械器具を取り扱う取引者において，周知の原告の使用商標との出所を誤認混同するおそれがあるといわざるを得ない。…しかるところ，1個の商標から2個以上の呼称，観念を生じる場合には，その1つの称呼，観念が登録商標と類似するときは，それぞれの商標は類似すると解すべきである。…よって，本件商標から生じる称呼，観念の1つである「ATHLETE」と原告の使用商標とが類似する以上，本件商標は，原告の使用商標と類似するものである。」

「本件商標は，原告がガイドワイヤーに使用して周知性を獲得した「ATHLETE」，「アスリート」及びこれらを冠する商標と類似し，商品においても類似するから，本件商標は，商標法4条1項10号に該当し，同号に該当しないとした本件審決の判断は，誤りである。」

「本件商標のうち「ATHLETE」の部分は，引用商標と類似の欧文字から成るもの

であり、両者とも「アスリート」という同一の称呼が生じ、「運動選手，競技者」という同一の観念が生じるから、その外観を考慮しても、両者は類似する。そして、「ATHLETE LABEL」が医療用機械器具に使用されるときは、本件商標中の「ATHLETE」は、需要者である医療関係者や医療用機械器具を取り扱う取引者において、引用商標との出所を誤認混同するおそれがあるといわざるを得ない。…よって、本件商標から生じる称呼、観念の1つである「ATHLETE」と引用商標とが類似する以上、本件商標は、引用商標と類似するものである。」

「本件商標は、引用商標と類似し、指定商品においても類似するから、本件商標は、商標法4条1項11号に該当し、同号に該当しないとした本件審決の判断も、誤りである。」